

文化財建造物の景観保護について

中 村 賢二郎

1. 美術工芸品の価値

プルーノタウトは、その著「建築芸術論」の中で、建築の釣合いに関連して次のように述べている。

「古典的日本の建築の襖絵が非常に控え目で物々しいところがないのも、やはり同じ理由に基づいている。白い襖地に描かれた絵は、この素地の中から透きとおるように輝き出で、畳の上に坐して静かに鑑賞していると次第に深い光を放つのである。」

「床の間は芸術とその連想の集中する場所である。ここに二、三の芸術品を置いただけで、室に意のままの雰囲気を与えることができる。日本家屋の室には、そのほかに装飾らしいものが一つもない。つまり日本の古典的建築では室はまったく「虚」である。芸術的には壁、天井及び床の構成する純粹無雑な釣合のみであり、また家具が無いからかかる意味においても無である。このような「虚」は、床の間の放射する多種多様な光輝をさながら受容することができるのである。」

襖絵は古典的日本の建築の室内に坐して観賞することによって真にその美を發揮するように制作されており、軸物や掛け物は古典的建築の簡素な室内の床の間に掛けられることによって芸術品としての価値をその室内に生み出すというのである。プルーノタウトは建築の美を論じ、その「釣合い」を論考する立場からこのような考えを述べているのであるが、その論は、襖絵や掛け軸の書画をはじめとする日本の美術工芸品の価値の側から見ても妥当する。彼は、多分ヨーロッパの絵画を念頭に置きながら、「絵画を額縁にはめて任意の場所に懸ける現代の趣味は、建築と絵画とが相競って墮落している事実を明示するものである」と断定する。

美術工芸品は本来それが置かれる場所を前提として制作されるものであって、完成された作品はそれが観賞されるにふさわしい場所で、観賞者と観賞の対象となる作品との間に適切な空間的関係が保たれることによって、その価値が発現するという性格を持っている。一般に美術品を観賞する際に言われる「ひき」は、観賞者と作品との間に一定の距離を確保することが作品の芸術性を発現するために不可欠の条件であることを示している。現代の日本においては、襖絵が博物館の展示室の壁面の陳列ケースに展示される場合も少くないが、こうした場所で襖絵の真の価値が發揮されることは困難である。美術工芸品はそれにふさわしい場所に置かれ、観賞者との間に一定の空間的関係が保たれることによってはじめてその価値を發揮することができるのである。

しかし、移動可能な美術工芸品の場合、こうした条件が満たされないからといって、その物自体の価値が失われることはない。不満足な条件の下に置かれることによってその価値を十分に發揮することは阻げられるとしても、観賞のために満足できる条件が提供されれば、それは再び真価を發揮することができる。すなわち、移動可能な美術工芸品にあっては、その美的、芸術的価値はその物自体の属性であって、それが置かれる場所、状況によってその物の価値が損われるの

ではなく、価値の発揮が阻げられるのである。この「価値の発揮」は、美術工芸品と観賞者との関係の中で成立する。従って、両者の関係がどう形成されるかによって「価値の発揮」はさまざまな程度、態様を示すことになる。

これに対して、本来的に移動が不可能な美術工芸品、あるいは移動を全く前提とせずに制作された美術工芸品（例えばその周辺のあらゆる環境、設備と一体的に価値を發揮すべく製作されたもの）においては、それが置かれている「場所」はそれ自体の価値に深く関わりを持っている。古墳の壁画や建築物の壁画、あるいは磨崖仏などにこうした例を見ることができる。このような「場所」の意味は、本来的に移動を想定せずに製作される不動産の建造物の価値にとっては決定的に重要な関わりを持っている。

2. 有形文化財における土地の意味

文化財保護法は「有形文化財」を第2条の定義で、「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料」としている。この定義の中のかっこ書きは昭和50年の法改正の際に追加されたものである。この時の改正によって「伝統的建造物群」が文化財の類型の中に取り込まれ、第2条の定義の中で「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義づけられるとともに、「伝統的建造物群保存地区」の保護制度が創設された。有形文化財の定義のかっこ書きの追加は、このような環境を含めた文化財の保護への志向の中で、それまで重要文化財の指定制度の運用上仏像の基壇や厨子等に対して用いられた「附（ついたり）指定」の応用動作として指定が行われていた民家の塀や井戸などを含めた家敷構え等を有形文化財である民家等の価値の一部を構成するものとして把えるように改めたものである。これによって、社寺建築と境内地、民家建築と屋敷地等を一体的に文化財として取扱うことが可能となった。

このような改正が必要であったということは、社寺建築や民家建築がその境内地や屋敷地の中で存立し、これらの建築物に相応する環境としての一定の土地の区域の中でこれと一体的なものとして建築物としての価値を完全な形で発揮することができるのだということを意味している。それはまた、角度を変えて考えると、これらの種類の建築物にあっては、その価値が単に建築物としての素材や構造や様式によって決定されるものではないことを意味している。特定の様式の社寺建築（禅宗寺院、浄土寺院等々）や特定の形式の民家建築（武家屋敷、豪農農家、曲屋農家等々）は、その宗教活動や生活に根ざしたのものとしてそれに相応する境内地や屋敷地の中に構想され、具体化され、完成させられている。それらは社寺の全境域や屋敷構えとの連関の上ではじめてその価値が完全に発現されるように創出されているのである。

昭和50年の改正によって境内地、屋敷地等に有形文化財建造物との一体的な価値が認められ、重要文化財として一体的な指定、保護を行うことが可能となった。しかし、その改正の目的は、これらの建築物の境域内における土地その他の物件の一体的保護にあった。このことは同年9月30日付けで文化庁から各都道府県教育委員会あてに発せられた施行通達の中でも明示されている。それは不動産有形文化財一般あるいは文化財建造物一般を意識したものではなかった。

3. 建造物の意味連関

ここで境域内の建造物の意味連関について考えてみよう。

神社について見ると、社殿の本殿は拝殿や鳥居、あるいは他の社殿等との一連の建造物との連関の上で本殿としての機能を発揮すると同時にその芸術的、美的価値を発揮することができる。寺院における本堂と庫裡、鐘楼や山門その他の建造物との連関も同様であり、民家における主屋と付属建物、屋敷内の各種の構築物や庭園等との連関も同じである。こうした意味連関は時として社寺の参道や屋敷地への進入路として外部に長い延長を持つ場合もある。

本殿と拝殿、本殿と鳥居の連関は神社の機能的連関にとどまらず、建築物としての美的観賞価値の連関でもある。鳥居からの本殿、拝殿からの本殿は、それぞれの場所から捉えられた信仰上の本体との対峙関係としての神社機能の連関とともに、建築上の美的観賞価値の連関でもある。鳥居からの本殿、拝殿からの本殿は、参拝者にとって境内の入口に立って信仰の本体に相対し、拝礼の座にあって本体に対する意識の対峙関係を示すとともに、それぞれの視点からの本殿建築の美的景観を形成する。拝礼を終えた参拝者が相対して帰路に眺望する鳥居の意識における意味と美的景観もまた本殿、拝殿との相互連関によって形成されている。今その信仰上の機能を捨象して美的価値のみを取り上げれば、本殿と他の社殿、これらの建築物と鳥居や参道の燈籠や石段との連関は、それぞれ多様な視点によって捉えられる建造物の美的価値の連関である。

民家の屋敷地内の各建造物も住居としての機能上の連関とともに居住の快楽性と美的価値（美的快楽性）の相互連関を保持している。主屋の座敷や離れから見る庭園や池の眺望、逆に庭園や池畔から見る主屋や離れの眺望、あるいは主屋、離れ、その他の建築物相互の眺望、さらにこれらの屋敷構えの全体的眺望は相互に連関しつつその眺望を構成している。それらの建造物の一つ一つは個別に独立した眺望を持ち、美的価値を有しているが、相互の連関の中でその価値は完全に発揮される。その意味で屋敷構えは相互に連関する意味の集合なのである。そのような「意味」を随時に随所で知覚することができる場所に屋敷構えの美的存在理由があるのである。換言すれば屋敷構えの快楽としての観賞価値は、このような全体としての屋敷構えの意味連関の中にあるのである。有形文化財としての芸術的価値もこうした意味連関の中で完全に発現すると考えるべきであろう。こうした建造物間の意味連関は、建造物とその美的、芸術的価値を発現するためには「視野」が必要であることを示している。

4. 文化財建造物における眺望の意味と指定基準

建築物の外観上の様式美は外部のある視点からこれを眺望することによって把握され、観賞の対象となることができる。このような眺望が成立しない空間的条件の下では建築物の様式美は把握することができず、観賞者にとってその美的、芸術的価値は顕在化しえない。こうした眺望を成立させるためには、建築物とこれを眺望する視点との間に一定の距離が確保されていることが必要であり、かつ、建築物と視点との間に眺望を障害する夾雑物が存在しないことが必要である。この空間的条件を欠いた場合に、その建築物は「芸術上価値の高いもの」として文化財保護法第2条第1号に定義する有形文化財たりうるのであろうか。さらにまた、このような建築物は同法第27条の規定による「有形文化財のうち重要なもの」として重要文化財の指定の価値を有するのであろうか。また、重要文化財として指定されていた建築物が周囲の環境条件の変化によってこうした空間的条件を欠くに至った場合にも指定を存続する価値を認めることができるのであろうか。

文化庁が定めている現行の「国宝及び重要文化財指定基準」の「建造物の部」では、重要文化財の指定基準を次のように定めている。

建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち、次の各号の一に該当し、かつ、各時代又は類型の典型となるもの

(一)意匠的に優秀なもの (二)技術的に優秀なもの (三)歴史的価値の高いもの (四)学術的価値の高いもの (五)流派的又は地方的特色において顕著なもの

また、国宝の指定基準は次のとおりとなっている。

重要文化財のうち極めて優秀で、かつ、文化史的意義の特に深いもの

このように、指定基準では「芸術上の価値」は明確には示されていない。様式美あるいは眺望に関する観点がないのはもちろんである。その点で名勝の指定基準が「我が国の優れた国土美として欠くことができないのものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの」と定められ、芸術性とともな眺望との関連が示されているのとは大きな違いを見せている。しかし、基準第一号の「意匠」には個別建築物の外見全体の意匠や一連の建築物の外見の全体の意匠も含まれると考えれば、外見上の様式美の優秀性も指定の基準とされていると考えることもできる。仮りにそう考えとしても、建築物の外部の視点との関連における空間的条件は全く示されていない。この指定基準に示される価値は、物自体の構造、意匠、装飾等の優秀性にとどまり、これを観賞する者との間でその価値を顕在化させる関係とは無縁のように解される。

5. フランスの法制・視界

フランスの「歴史的記念物に関する1913年12月31日付法律」の第1条第2段は、指定の対象とすることができる不動産として、第3号で次のように規定している。

(3) 一般的に指定又は指定の提案を受けた不動産の視界内に存在する土地又は建物。本法の適用を受ける「指定又は指定の提案を受けた不動産の視界内に存在する土地又は建物」とは、指定又は指定の提案を受けた不動産から見えるか、又はこれと同時に眺められ、かつ五〇〇メートルを超えない周囲内にある他のすべての不動産をいう。

(同条第3段で五〇〇メートルを超える例外は別途政令で定めるとされている。)

また、第2条第5段では、補助目録への登録について次のように規定されている。

既に指定を受け又は補助目録に登録された不動産の視界内にあるすべての土地又は建物は、同一の要件を備えているときは、これを補助目録に登録することができる。

さらに、第6条第2段では、視界に関しても強制収用を適用している。

大臣、県及び市町村は、指定若しくは指定の提案を受けた不動産の隔離、環境浄化、整備利用のために必要な不動産又は指定不動産の視界内に存する不動産を同じく収用する権限を有する。

このように、フランスの歴史的記念物に関しては、指定不動産からの視界及び指定不動産に対する視界の保護が法律制度となっている。視界の保護のための法規制は極めて厳しく、一定の視界内に存在する土地又は建物自体をも指定の対象とすることができ、補助目録への登録もできることとされている。さらに指定不動産の隔離、環境浄化、整備利用のための収用と同じように指定不動産の視界内に存する不動産を強制収用することさえできる。また、指定又は登録された建築物の視界内の不動産に関する工事を許可制とする次のような第13条の2の規定がある。

不動産が指定又は登録された建築物の視界内に存する場合には、私所有者、地方公共団体又

は公営造物法人のいずれも、事前に許可を得ずに該当不動産を、その外観に影響を及ぼす新築、取壊し、伐採、改築又は改修工事の対象としてはならない。

このようにフランスの歴史的記念物に関する視界保護の制度は、歴史的記念物を眺望の中で一体的に把握し、眺望を保全するために厳しい規制を加えている。眺望、景観はここでは歴史的記念物の価値を構成する要素と考えられているのであり、記念物の内在的価値として観念されている。だからこそその視界の保護のために強制収用さえ認めるのであり、視界内に存在する土地及び建物自体が指定記念物へと転化することが可能となるのである。

6. イタリアの法制・景観と眺望

イタリアの法制度は眺望の概念をより明確に文化財保護の概念として定立している。「芸術的及び歴史的価値を有するものの保護（1939年法律第1089号）」の第21条第1項は次のように規定している。

国民教育大臣は、この法律の規定の対象となる不動性のものの保全を危険にさらしたり、景観又は眺望を損ったり、環境条件及び品位を損ったりしないようにするための、距離、規模その他の規則を定める権限を有する。

かかる権限の行使は、建築規則の適用又は規制プランの実施からは独立する。

本条に基づき定められた規定は、国民教育大臣の要請に基づき、抵当権登記所の登記簿に登録され、いかなる名目であろうと、以後この規定に関わるものあらゆる所有者又は所持者又は保有者に対し、効力を有する。

同法第55条は、景観又は眺望を確保するために必要がある場合には所有権の剥奪も認め、次のように定めている。

地域及び建築物は、公益を理由として所有権を剥奪することができる。ただし、国民教育大臣が建造物の隔離又は修復、景観又は眺望の保証、公衆の品位又は享有の保証又は増進、立入の便宜のためにそれを必要と認めた場合に限る。

フランスの法制における「視界」の保護と視界内の土地及び建物に関する規制並びにイタリアの法制における「景観」及び「眺望」の保護とこれに係る地域及び建築物に関する規制はともに歴史的建造物とその景観又は眺望を確保することによって指定又は登録された文化財としての価値を維持することができるという思想に支えられている。そのことによって厳しい環境の規制が正当化される。このことはまた、景観又は眺望が不動産文化財の単なる外部的条件ではなく、先にも述べたとおり、指定、登録文化財の内在的価値の構成要素として把握されていることを意味している。

7. 日本の法制・環境保全

わが国の有形文化財建造物あるいはその指定重要文化財における土地及び土地の付着物の関わりについては先に概観したとおりである。すなわち、文化財建造物と一体をなしてその価値を形成している境内地、屋敷地等の境域内に限って文化財の価値の構成要素とみなされている。こうした境域に係わらない土地等の地域についてわが国の文化財保護法はどのような取扱いをしているのであろうか。同法の条文のうち有形文化財建造物の環境に関する規定としては、第45条の「環境保全」に関する規定が唯一の規定である。同条第1項は次のように定めている。

文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

この規定は、フランスの前記法律の第1条第2段の指定に関する規定の第2号の「指定又は指定の提案を受けた不動産の隔離、環境浄化、整備利用のために指定の必要な周辺の不動産」の規定、イタリアの前記法律の第21条の規定に相当する環境保全の規定のように見える。しかし、文化財保護法第45条は、「重要文化財の保存」のために必要がある場合に限定した環境保全であって、この「保存」の中に景観や眺望を含めることはこれまでに見た有形文化財建造物の価値と土地との関係や文化財保護法全体の体系（例えば第43の保存に影響を及ぼす行為の制限規定や第107条の3の規定する第43条違反行為に対する刑罰）から解釈が困難であり、さらには上記のフランス法の第1条第2段第2号の「隔離、環境浄化、整備利用」やイタリア法の第21条第1項の「環境条件及び品位」とも同等性をもつものとは解し難い。第45条の「保存」は、文化財保護法の体系全体からより狭義の物理的保全に限定せざるをえないのである。

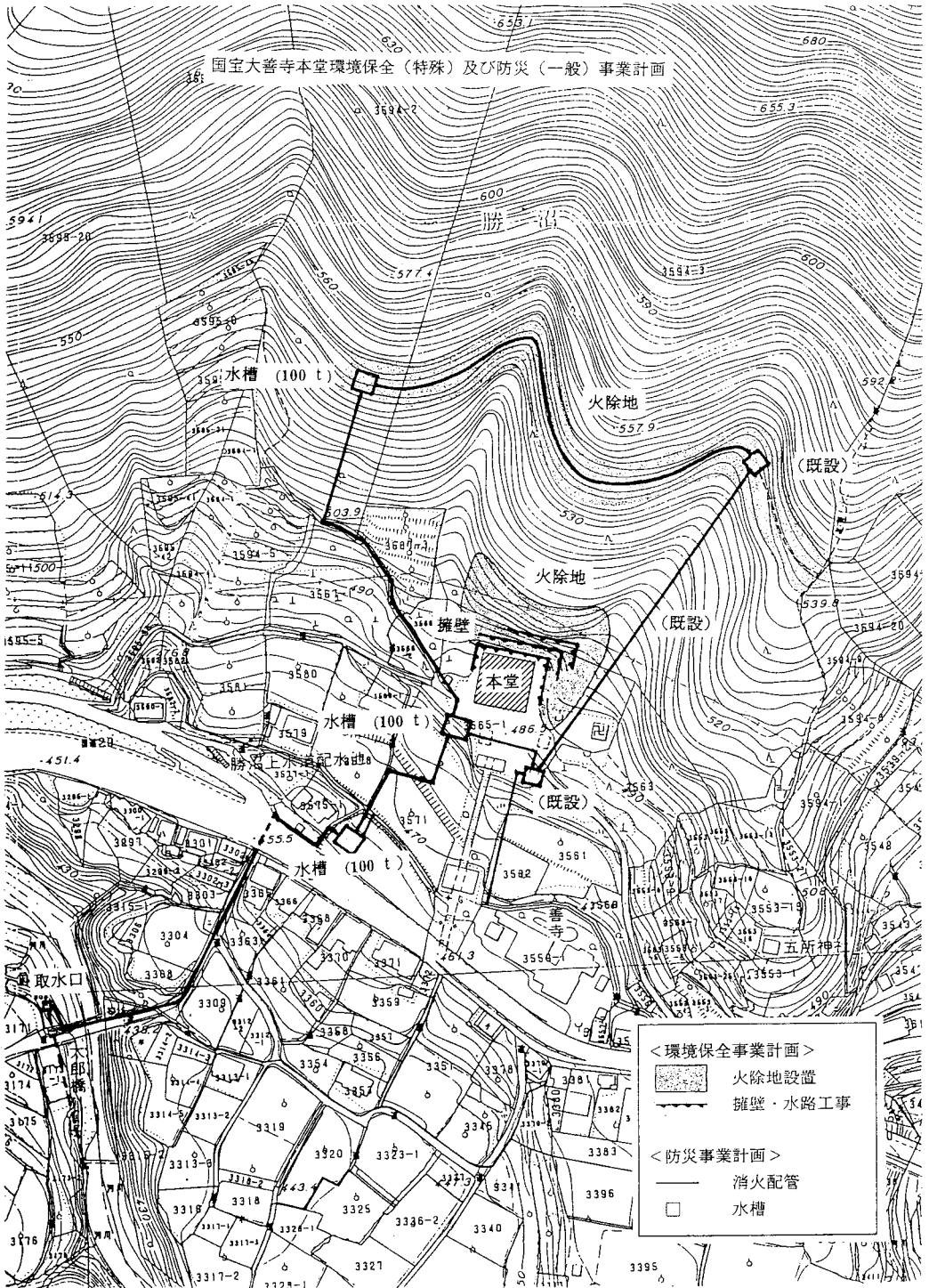
さらに付言すれば、この第45条の規定は実際に適用された事例が見当たらない。自然公園法その他のわが国の環境保護に関する法制が禁止行為あるいは要許可行為を限定的に制限列举する等法の適用要件を明示する傾向にあるのに対して本法45条の規定は抽象的で具体的な適用の基準要件が不明確であることがその適用を困難ならしめている理由の一つと考えられる。第45条の環境保全の規定はその実効性に疑問がもたれているのである。

8. 火除地

わが国においては、法律の規定に基づく禁止、制限、下命によって重要文化財建造物の環境保全を行う代わりに、文化庁による補助事業の防災事業の一種として環境保全が行われている。すなわち、「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項」の（1）建造物のイ、管理事業に「火除地設定、消防道路設置、保護柵設置、覆屋（保存庫を含む。）設置（増、改築を含む。）、擁壁、排水施設の設置工事」とあるのがそれである。近年では各年度ごとに環境保全の補助金として火除地設定の予算が計上されている。平成8、9年度に実施された西翁院茶室火除地買上げに続いて平成10年度には大善寺火除地設定の補助金444百万円が計上されている。

山梨県勝沼町所在の国宝大善寺の環境保全事業は、平成9年3月に同寺の後背地の山腹に火災が発生した事件をきっかけとして、この後背地に火除地を設定し、山火事からの延焼防止を図るもので、この火除地設定に合わせて擁壁・水路工事も実施するものである。

事業計画は別図のとおりであるが、図上に明らかなように、後背の山腹に延焼防止のための火除地を二段にわたって設定する。延焼防止の目的から設定された火除地は当然樹木の伐採が行われるであろう。本堂あるいはその前方に視点を置けば、大善寺の景観は後背の山麓から稜線を含む山容を背景として包摂しており、その山容は大善寺の景観の中核部分を構成する。従ってこの火除地設定によって、本堂に直接隣接する火除地の影響はそれほどではないとしても、上段の火除地は寺院の景観に大きなマイナスの影響を及ぼすことになる。火除地設定という防災上の目的を達成するためには、本来環境保全の中に含まれるべき景観、眺望が損われることを受忍せざるをえない場合もあることをこの事例は示している。しかし、重要文化財建造物周辺の老朽木造建築物地域を買い取る場合などには、火除地設定が景観、眺望の改善を結果するケースもありうるであろう。そうした場合においても火除地設定は法第45条の環境保全の規定が重要文化財の物理的な保存に限定的な目的をもつと同様に、延焼からの物理的な保存目的のための合目的な事



業の性格にとどまらざるをえない。

9. 名勝庭園・借景庭園

重要文化財の周辺の土地その他の環境に関する唯一の法制度である第45条の環境保全の規定が前述のような性質のものであり、かつ実効性に乏しく、また、その行政上の代替措置とも言える環境保全の補助事業も重要文化財建造物の価値に関わる眺望又は景観を意図したものとはなり難いとするれば、われわれはこうした意図を他の制度の中に求めざるをえないであろう。先に触れた伝統的建造物群保存地区の制度と名勝の制度はこうした視点に関わりをもっている。しかしながら、伝統的建造物群保存地区の制度は建造物の集合と景観の問題であり、いわゆる集落町並みの保護問題であって、個別文化財の価値とその保護の問題とはダイメンションを異にする。ここでは重要文化財建造物に比較的近い性格をもつ構造物としての名勝庭園について考えてみよう。

名勝の一般的な指定基準は先に引用したとおりであるが、名勝である庭園が眺望又は景観そのものの価値の基本としていることは明白である。造園史上の学術的価値によってもその指定の価値は保たれるであろうが、名勝に指定されている庭園の多くはその眺望、景観の美的芸術的観賞価値によって指定の価値を保っていると考えてよい。ところで、名勝庭園の多くはそれが造営された屋敷地、境内地等の境域内でその眺望、景観が完結するが、庭園によっては、それが造営された境域を超えた外界との連関の上にその価値を形成している場合がある。いわゆる借景庭園がそれである。借景庭園にあっては、庭園の境域外の外部空間が庭園の眺望、景観の構成要素として取り込まれ、庭園の価値自体の構成要素となっている。こうした場合にも法律に基づく名勝の指定は庭園が造営されている境域に限定して行われ、境域外の地域は指定の範囲に含まれない。指定行為は、借景庭園にあっては、その庭園の価値を構成する外部空間の事象を捨象して行われるのである。その結果指定の法律効果は境域外の地域には及ばない。指定の法律効果が及ばない外部の地域については、当然のことながら名勝自体の保護制度は適用されず、国の援助や現状変更の禁止等の行為の制限、規制は及ばない。また、史跡名勝天然記念物についても第81条で重要文化財におけると全く同じ環境保全の規定が設けられているが、名勝庭園の「保存のため」に指定地域外の外部空間の地域に規制を及ぼすことは、重要文化財建造物の場合と同様極めて困難なことと考えられる。借景庭園の景観保存に関するこのような問題に対する対処の事例を岡山県高梁市所在の頼久寺庭園について見てみよう。

10. 頼久寺庭園の眺望保護

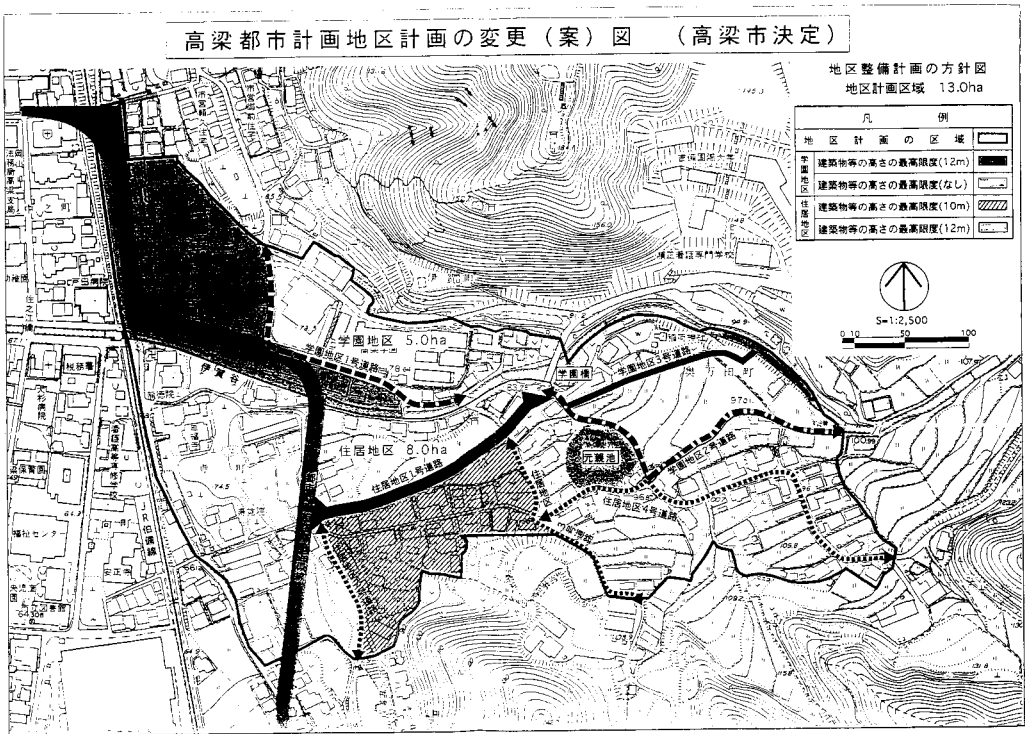
名勝頼久寺庭園は備中松山城（高梁市）を領した小堀遠州の作庭と伝えられる枯山水庭園で愛宕山を借景とした借景庭園として有名である。臥牛山の山頂に残る山城の現存する天守と二重櫓は重要文化財に指定されており、市街地はこれらの山と高梁川に囲ぎょうされて城下町としての旧武家屋敷群、旧商家の町並み、山際の寺社群が歴史的町並みの景観を形成している。

岡山県は昭和63年岡山県景観条例を制定したが、この条例で景観モデル地区の指定制度を設け、これに基づいて平成2年に、吉備高原都市景観モデル地区、洪川・王子が岳景川モデル地区に先立って最初に高梁景観モデル地区の指定を行った。（吉備高原は平成5年、洪川・王子が岳は平成6年に指定）指定と同時にモデル地区基本計画の決定とモデル地区景観形成基準の決定が行われた。景観形成に関する基本計画では自然緑地景観形成ゾーンと歴史的町並み景観形成ゾーンに分けてそれぞれ景観形成の方向を定め、景観形成のための詳細な基準を設定している。こう

して自然緑地景観形成ゾーンに含まれる臥牛山、愛宕山の山並みは高梁地区の背景となる自然緑地景観として保全が図られることとなったのである。景観形成のための基準では、例えば、「建築物の新築、改築、増築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更」に係る行為は、その位置については「山りょうの近ほうにあっては、りょう線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い位置とすること」とされ、さらにその規模、形態、意匠、色彩、素材等が詳細に定められている。工作物の新築、改築、木竹の伐採その他の行為についても同様に詳細な基準が定められている。歴史的町並み景観形成ゾーンについても同様に詳細な基準が定められている。例えば、建築物の新築、改築等の行為について、その規模は「原則として本地区における伝統的建築物の高さより突出しないように配慮すること」と定められている。

高梁市ではこうした動きを受けて、平成2年度に文化庁の補助事業として伝統的建造物群保存対策調査を行い、平成3、4年度にその継続調査を行っている。市教委のこうした調査の報告書は平成4年度末に出されているが、他方平成5年4月には市総務部企画振興課によって「高梁市まちづくり景観形成基本方針計画書」が作成されている。この計画書の中で、歴史的町並みの景観の構成要素として「山裾の寺社の背景や頼久寺日本庭園の借景となる柔らかい稜線の山並み」を挙げ、その景観形成の方向性・留意点として山裾の寺社に関し、その後背の山並みと前面の新興住宅地と田畑を対象として、「視界の広い空間においては、その周辺を含めて歴史的な町並みとの調和に留意した景観形成を図る」としている。しかし、その具体的な手法については示されていない。

あたかもこうした時期に高梁市が地域活性化のために誘致した吉備国際大学が平成2年度に頼



久寺の所在する頼久寺町の東側に開設された。開設時は社会学部の一学部であったが平成7年度には保健科学部、社会福祉学部の2学部が増設され、これに伴って校舎の増築、国際交流会館の建築等の工事が行われた。このような状況の中で高梁市はJR 伯備線以東の地域について、頼久寺町を含む伊賀谷川以北、元親池北側、学園地区2号道路北側の1帯を学園地区とし、この地域の南側を住居地区とする都市計画案を作成した。その後計画の一部を変更して、伊賀谷川以南の住居地区と学園地区の頼久寺町部分を建築物の高さの最高限度を12メートルとして平成7年12月14日に都市計画決定が行われた。この決定に際して県の都市計画審議会での審議の過程で頼久寺庭園の愛宕山方向の借景の視界が問題となり、決定から2か月後の平成8年2月19日に都市計画の変更決定が行われた。この変更決定で、住居地区のうち頼久寺の東南の愛宕山方向に位置する奥万田町の一部の区域の最高限度が12メートルから10メートルに引き下げられたのである。図の斜線部分はその区域で、愛宕山の借景の視界を保護するための高度引下げであった。市ではこれと前後して周辺の学生用アパートの建築に対して2階建てで屋根の形や建物の色彩に配慮するよう指導を行い、地域住民との合意を得ている。

このように頼久寺の借景庭園の眺望、景観は、都市計画法に基づく都市計画決定における建築物の高度制限という行政手法によって保護されることとなったのである。このような行政の対応が可能となった背景として、岡山県景観条例に基づく高梁景観モデル地区の決定があったことを忘れてはならないであろう。高梁景観モデル地区は、武家屋敷、旧商家町、寺院群の城下町一帯（歴史的町並み景観形成ゾーン）とこれを東側から包み込む背景となっている臥牛山、愛宕山の山並み全体（自然緑地景観形成ゾーン）を包含する広域なものであった。こうした歴史的町並みと周辺の緑地山形を一体的に価値ある景観として把えるこの景観モデル地区では、景観形成に関する計画の中に広域の景観に対する視野が意識されている。この意識が名勝庭園の借景の保護の意義の認識を比較的容易にするよう作用したと考えることができる。借景の愛宕山の景観保護は自然緑地景観形成のための稜線その他の緑地景観保全によっても支えられるものであった。高梁景観モデル地区の自然緑地景観の主要部分として保全される愛宕山は頼久寺の枯山水庭園を囲む大生垣上の額縁としての愛宕山でもあった。

11. 背景保全地区

岡山県景観条例では「背景保全地区」の景観保護制度も定められている。条例第20条の2第1項は次のように定めている。

知事は、特に県民に親しまれ、かつ、県民の誇りとなる優れた景観を有する施設等の背景を保全するために必要な地域のうち、知事が別に指定する地区（以下この条において「背景保全地区」という。）内において前条第1項の規定による届出を要する大規模行為をしようとする者に対し、当該届出の前に、大規模行為景観形成基準に基づき、規則で定めるところにより、当該大規模行為が当該施設等の背景に及ぼす影響を防止し、又は軽減するための措置を講じるよう指導し、又は助言することができる。

指定に当たっては、関係市町村長及び岡山県環境審議会の意見を聴き、官報で告示をしなければならない。この条例の規定に基づいて、平成4年6月、後樂園背景保全地区（岡山市の一部）、吹屋背景保全地区（高梁市の一部及び川上郡成羽町の一部）、閑谷背景保全地区（備前市の一部及び和気郡吉永町の一部）の3地区が指定された。

保全地区の区域は、後樂園背景保全地区では、後樂園内の延養亭から8 km 以内の芥子山方向の地域、延養亭から2.5 km 以内の操山方向の地域、後樂園内の唯心山から2 km 以内の地域と

され、吹屋背景保全地区では、成羽町吹屋伝統的建造物群保存地区内の主要眺望地点から1 km以内の地域とされ、閑谷背景保全地区では、旧閑谷学校内の主要眺望地点から1 km以内の地域とされている。これらの背景保全地区において、優れた「景観を有する施設等の背景に影響を及ぼすおそれのある」大規模行為をしようとする者に対しては、第18条第1項の規定に基づく大規模工事の届出前に事前の景観アセスメントの申出を行わせている。景観アセスメントを必要とする行為は、後楽園背景保全地区の場合、芥子山方向、操山方向、その他の方向別に、それぞれ一定の距離ごとに一定の高さを超える大規模工事とされ、吹屋背景保全地区と閑谷背景保全地区の場合は、すべての大規模工事とされている。これに基づいて、例えば唯心山から2.5 km離れた地域で計画されたマンション建設に際して景観アセスメントが行われ、実地でバルーン等による検討が行われたうえで外壁、ペランダの色彩の指導等が行われている。

後楽園の場合は名勝庭園からの遠景の借景の保護が目的となるためかなり広範囲にわたって保全地区設定が行われているが、そのために景観アセスメントを行い、行政指導が行われる建築物等の高さは段階的に幾通りにもわたって定められている。吹屋地区の場合は銅山町、ベンガラ町としての山間の町並みの重要伝統的建造物群保存地区の景観保存を目的としており、主要眺望地点を旧吹屋町役場前の道路、吹屋公民館前の道路、下谷旧道交差部及び下谷橋の四地点とし、これらの各地点から1 km以内の地域としているため楕円形に近い範囲となっている。伝統的建造物群保存地区の保存制度は、文化財保護法第83条の2に規定するように、「伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存する」ための制度であり、本来建造物群の周辺の環境を含みうるものである。しかしそれは建造物群と一体をなして歴史的風致の価値を形成している地域に限られると解釈されるべきもので、伝統的建造物群保存地区の範囲に含めることができる地域には限界がある。その地域外で伝統的建造物群保存地区内の視点から見て地区の景観を損うような建築物、工作物等が出現することに対しては文化財保護法の規制は及ばない。吹屋背景保全地区の指定による景観アセスメント、届出、行政指導の制度はこのような文化財保護制度の不備を補うものである。

上記2つの背景保存地区は、後楽園がそれ自体かなり広域な庭園であり、かつ遠方の山容等も借景として眺望するように造営されており、吹屋は山間の鉱山・ベンガラ町としてある広がりを持つ町並みであった。これに対して閑谷の場合は、旧閑谷学校という単体の建造物（棟数は別かれるが）で若干の敷地を持つだけである。その周囲は山地に囲まれて静かな環境が保たれていた。従前の社会的経済的状況の下では国指定文化財として安定した環境が保たれたであろう。しかしこのような立地条件の所にも開発の影響が及ばないとは限らない時代である。岡山県は背景保全のための景観アセスメントのパンフレットで、閑谷学校南方の山稜に送電鉄塔ができて閑谷学校講堂からの景観が台なしになったという想定写真を掲載している。このような事態を予防するために、閑谷背景保全地区では、講堂・芝生広場の公門正面の南端から1 kmの範囲（半径1 kmの円周内）を保全地区の区域として指定している。

閑谷背景保全地区の方式は、単体の文化財の景観をその周辺1 kmの範囲内の山地の緑地景観と一体的に把えて、この一体的景観を保護するために周辺背後地の景観を保全しようとするものである。ここにはフランスの法律制度の「視界」、イタリアの法律制度の「景観、眺望」の概念に近い概念が存在する。単体としての文化財の価値に周囲の景観を含めた眺望の価値が付加され、二つの価値が一体化されているのである。それはしかし、文化財保護法上の価値ではなく、岡山県景観条例による景観保護法上の価値である。また、同条例による規制は届出制にとどまり、届出を前提とした行政指導にすべてを依存している。このような規制の法的根拠、強制力の問題はあるとしても、わが国の地方行政における行政指導の実効力には高いものがあり、また地方自

治における行政指導は住民との合意を確保し易い面があることを考慮すると、背景保全地区制度は指定文化財の背景の景観保護のための有力な手段として良いであろう。それとともに、わが国の文化財保護制度に欠けている文化財の景観、眺望の保護と視界の概念とその方法が明確に示されていることに大きな意義を認めなければならない。

12. 結語

私はわが国の文化財保護制度には、伝統的建造物群保存地区の制度は別として、不動産文化財の景観を保護する制度が欠けていることを確認し、フランスやイタリアの文化財保護制度との大きな違いがそこに存することを見た。そして、その理由が不動産文化財の美的、芸術的価値の構成要素のあり方に関わるものであると考えた。不動産文化財の美的、芸術的価値がわが国の文化財保護制度あるいはその運用においては単体としての建造物の狭義の意匠の価値にとどまり、その美的観賞価値を顕現するために本質的に必要な意味連関を成立させるための空間的条件を無視していることを間接的に述べたつもりである。そのため、不動産文化財と周辺環境条件が一体となって形成する眺望、景観の中で成立する美的、芸術的価値は文化財の内在的価値となりえず、周辺環境は文化財の価値自体と切り離された外部環境とならざるをえなかった。

このような外部環境の保全のための制度として文化財保護法には環境保全の規定があるが、環境が文化財の価値の構成要素となることができず外部条件にとどまることが基本的にその適用条件を規制し、かつ前述の法律上の諸問題もあってその実施、適用がなされず、この法律制度の代替措置とも見るべき文化庁の補助事業の環境保全事業においても単に指定文化財の物理的保全のための外部環境の保全にとどまらざるをえないことを大善寺の火除地設定の事業の例に見た。

文化財保護法の制度と運用の中ではその価値の意味づけを内面化しえなかった景観、眺望について、岡山県景観条例に基づく高梁景観モデル地区の頼久寺庭園の借景愛宕山の景観保護及び閑谷背景保全地区の閑谷学校からの視界の景観保護の実例で国指定文化財に関わる景観、眺望が文化財の価値の内的構成要素として把握され、都市計画あるいは環境保護（景観保護）行政によって一体的に保護されている状況を知った。われわれは文化財の価値の本質的意味の把握とその保護の手法において文化財保護法の体系より進んだ姿をそこに見出すことができる。

点の保護から面の保護へ、単体の保護から集合の保護へ、そして保護対象の広域化が文化財保護行政の近年辿って来た道である。これによって文化財の価値に対する認識も徐々に変化し、保存と活用のバランスの意識もまた次第に変化しながら形成されつつある。こうした変化の中で不動産文化財とその景観の関係も土台から築き直さなければならない時期にさしかかっているのかも知れない。昭和50年の文化財保護法の改正の立案作業にたずさわった当時を振り返りながら、今その感を深くしている。

Japanese “Law for the Protection of Cultural Properties” has no system for the protection of the view of historic buildings. While French law and Italian law have their own systems for the protection of the view of historic buildings.

In Japan, the “Regulation for the Views of Okayama Prefecture” shows us some new ideas about the protection of the view of Japanese cultural properties.

This treaties considers these different regulation systems about view protection.

付記

大善寺の火除地設定事業では、2段の巾13メートルの防火帯とともに3メートル巾の防火線を挟んでその上下にそれぞれ5メートル巾の難燃性の防火樹帯を設けるように設計されている。防火樹は、イチョウ、モチノキ、シラカシ、ユリノキ、マサキ、アオキで、2.5平方メートル当たり1本の植栽（苗木の植込み）となっている。同寺及び勝沼町教育委員会はこの防火樹帯によって山林の景観の損傷を最小限に抑えるよう配慮している。文化財の防災と景観保護の両立を意図する関係者の努力に敬意を表したい。